

北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第771号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円会費を含む)

●発行日—令和4年4月1日

●発行所—社団法人北海道手をつなぐ育成会

〒060-0002 札幌市中央区

北2条西7丁目かでの2・7(4F)

電話 011-251-0855

FAX 011-251-0804

Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp

●発行人—佐藤春光

印刷所 (株)北海道機関紙印刷所

はたち
20歳の息子へ

新たなスタートに寄せて

出会いと繋がりが大切に

平成13年7月13日、待望の長男が生まれました。名前は生まれる前から決めていました。幸せな一人目という意味で「幸太郎」と。

生まれてきた幸太郎は、右手と右足に障がいを持って生まれてきました。ショックを受けつつも、育てていくしかありません。しかし障害はこれだけではありませんでした。

新生児の頃から眠らないことが多く、なぜか一日中泣いている。ミルクは受け付けてくれず、もちろん離乳食もほとんど食わず、みるみる痩せていきます。8か月で義足をつけるために手術したのですが、その頃から多動や衝動が見られ出し、1歳の頃には少し出ていた言葉が消え、その後2歳になっても全く言葉が出てきません。さすがに病院を受診し、知的障がいに伴う自閉症と診断されました。

小学生になると幸太郎はさらにパワーアップです。自宅やデイサービスの家具、備品を破壊。さらには、自宅などから脱走し行方不明になること数回。自分たちで確保できることもありませんでしたが、消防、警察で捜索してもら

い、親でもそうそう乗ったことのないパトカーで護送されてくることもありました。しまいは脱走した際に線路に侵入し、電車を止めてしまったことも。これにはさすがに参りました。(笑)こんな幸太郎です。よくまあ20歳まで生きてこられたなと、しみじみ思います。

まあ、破天荒な人生を歩んでいる幸太郎ですが、幼稚園、養護学校の先生やデイサービスの方々など、出会う人には恵まれました。皆さんには、幸太郎のできることを引き出してもらえたり、居場所を作ってもらったりと、多くの支援をもらいました。もう感謝しかありません。

きつと幸太郎は必要としている人を自分の周りに集める



力があるんです。

もう20歳。いや、まだ20歳です。幸太郎は、おそらくこれからの人生の方が長いと思います。そして、これからも数多くの試練が待ち構えていると思います。

自分たちが元気なうちは一緒に頑張っていけますが、だんだん年老いていく自分たちがどこまで頑張れるかなと少し不安です。そして、いつかは、自立に向けて考えていかなければなりません。いろいろな面で周りにご迷惑をかけることも多々あると思いますけど、幸太郎ともどもよろしくお願いいたします。

親のわがままではありますが、幸太郎には名前の通り、幸せな人生を歩んでもらいたいと願うばかりです。

NPO法人 石狩市手をつなぐ育成会

副会長 佐藤 則幸

「NPO法人石狩市手をつなぐ育成会」会報『ひまわり』に掲載されていた『新成人の息子へ』父からのメッセージ』を転記させていただきました。息子さんへ新たなスタートを祝うお父さんの心情が伝わってきます。さあ、いよいよ新年度がスタートします。「願いを力に」今年度も多くの方々と手をつなぎ、歩みを進めていきましょう。

第67回全道大会帯広大会

「集合型(対面方式)から オンライン(ハイブリット方式)へ！」

2月21日、帯広市グリーンプラザを会場に大会実施に向けた今後の活動方針の確認や、協議を目的とした「第2回実行委員会」が開催され、次のような項目での変更が決定されました。

大会方式

↓「オンライン開催(ハイブリット方式)」

大会期日

↓「令和4年8月7日(日)」

9:00～13:10(一日日程)

大会会場

↓「帯広市民文化ホール」

研修内容

↓「シンポジウム」「大会記念講演」

「中央情勢報告」

本人大会

↓「今後、本人大会実行委員会で協議」

当初、帯広大会は3年ぶりとなる集合型(対面方式)での開催を目指し、精力的に準備を進めてきました。しかし同時に、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、この2月、開催についての最終的な判断をするとしていたのです。

今後の感染拡大を推し量ることは専門家でも困難です。実行委員会では帯広大会の中止という最悪の事態を避け、開催を第1に大会の開催様式の変更を判断しました。「オンライン」という限られた条件ですが、知恵を絞り、

楽しく有意義な「交流と研修」を目指します。詳しくは次号でお知らせします。

■全国の動向■

一日も早い全面救済を

「大阪、東京高裁」共に賠償命令

旧優生保護法により不妊手術を強制されたのは憲法違反として、国に損害賠償を求めた訴訟の判決が2月、大阪高裁で、3月には東京高裁と続きました。結果は両判決とも旧法の『強制不妊の規定は違憲』とし、争点となっていた除外期間についても『そのまま認めることは著しく正義、公平の理念に反し、適用は制限される』と判断、国に対し、被告らへ賠償金の支払いを命じました。

旧法に基づく施策が障がい者らへの差別や偏見を正当化し、助長してきたこと。また、そうした偏見などのもとで、原告が提訴するために必要な情報や相談の機会に接することは極めて困難だったとしたのです。

しかし、国は「判決は除外期間の法律上の解釈・適用で重大な問題をはらんでおり、最高裁の判断を仰ぐ必要がある。」とし、大阪高裁、東京高裁とも判決後、最高裁へ上告しました。原告側弁護士団は「原告らは高齢であるのに解決が長引く。国は、真摯に反省し、早急に判決を受け止め、上告を取り下げるべき」と批判しています。



札幌市育成会では福祉施策推進部会に所属する会員を中心に札幌地裁での裁判傍聴、弁護士団主催の集会等に参加し支援を続けています。

『全国手をつなぐ育成会連合会』は3月18日、旧優生保護法による強制不妊手術の大阪高裁・東京高裁における損害賠償請求を認める判決の受け入れと、早期の被害者救済について後藤厚労大臣あてに要望書を提出しました。

* 道育成会のHPをご参照下さい。

「療育手帳」のカード化

「手をつなぐ(5月号)」にて特集

紙の手帳では耐久性が弱く、長年所持しているうちに文字や写真の擦り切れ、また、持ち運びの際の不便さ等、課題が指摘されていました。

2019年4月、当事者団体の要望が実り、法改正により、カード型の手帳交付が認められました。しかし、国からの財政支援がなく、導入は自治体に任されています。

現在、カード化を実現しているのは「東京都・神奈川県・山口県・佐賀県等」です。「大阪市・徳島県」では導入を準備しています。残念ながら北海道は、現在、検討中とのことでした。

全育連では、全国的な独自調査を踏まえ、情報、交流誌『手をつなぐ(5月号)』で手帳についての特集を行う予定です。ご期待ください。

コロナなんかには負けないぞ！

その10

「みんなで輪になる会」(本人会)

コロナ禍でも地域と繋がりたい！ 遠軽町

3年目を迎え、毎年恒例となった味噌作りでしたが、今年はコロナが心配だからと、声掛けを控えて少人数で行いました。前日から講師の遠藤さんが、大豆とこだわりの麴を持ち片道約1時間かけて遠軽まで来てくださいました。

当日は、本人会会長の伊藤君が一晩考えた挨拶が終わる間もなく、地域のお母さん方の作業が始まります。主催は本人会ですが、主婦の味噌作りはとも手際が良くして仕事が速い。あつという間に本人会のメンバーは主導権を取られてしまいました。でも、お母さん方は時々思い出して声を掛けてくれます。そして、それに応えるようにメンバーも、暑いサロンの外で大豆を茹で、蒸気とマスクの息苦しさの中で不満も言わずにひたすら灰汁をとっていました。

今年は、厚岸のおいしい昆布が手に入り、昆布だし入り味噌を寝かせています。(今年の味噌は今までのよりも美味し

いぞ！)

当日は、コロナ禍の影響で会食は無理？と思



さん達が自分の畑でとれた野菜を持ち寄り、カレーライスを作ってくださいました。テーブルの間隔を開けて密にならないように、もちろん黙食で美味しいカレーライスをいただきました。

お母さん達も本人会と一緒に作業をするとメンバーを名前で呼んでくれたり、用事を頼んでくれたりします。地域に顔見知りの輪が広がります。もつともつと大きな輪になることができますように1日も早くコロナが終息してくれたいいな感染対策をしつかり行いながら少しでも輪が大きくなるように、これからも活動を行っていきます。

NPO法人 遠軽町手をつなぐ育成会

かたつむりの会 会長 山田 由紀



育成会事業「生活文化教室」

「アートフラワー」に心、華やぐ

新ひだか町

コロナ禍では各種事業の継続が大変厳しい状況が続いていましたが、令和3年12月19日新ひだか町公民館を会場に「アートフラワー教室」を開催致しました。

日頃の気忙しいから離れてお花を手にする、気持ちや和み、華やいだ気分になります。内容はクリスマスバードジョンのアレンジフラワーで、講師の菅沼学さんは一級フラワー

装飾技能士の資格をお持ちになっており、今回で3度目のご指導をいただくことができました。

短時間で作品が仕上がりがりやすいようにと、事前の準備に菅沼さんは大変配慮をしてくださいます。また、ユーモアを交えた丁寧な指導に参加者の笑顔が絶えませんでした。

出来上がりは皆さん大満足。それぞれ持ち帰りましたが、約1カ月間、自宅の玄関やお部屋を飾ることができました。

今回の「生活文化教室」を何とか無事に終えることができたこと、そしてその後の1週間、参加者に感染者が出ることもなく、役員、事務局一同ほっと胸をなでおろしました。

今後コロナとの共生が続きますが、そんな中でも手をつなぐ育成会としての存在価値を見失うことのないように、更なる活動を進めて参ります。

新ひだか町手をつなぐ育成会 会長 扇 尋子



今後の予定

4月18日(月)

第1回理事会

(オンライン・ハイブリット方式)

知的障がい・発達障がい、ダウン症、てんかんのある方、ご家族に

病気がケガが絶えない…成人病や生活習慣病に備えたい…他人の物を壊してしまった…虐待・雇用現場での差別など人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ

ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康組合保険（特約型）2019年創設

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの

こども傷害保険

権利擁護補償付傷害保険 2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

このようなお困り事に心当たりがある方に…

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

ぜんち共済株式会社
関東財務局長（少額短期保険）第14号
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。
【2020年1月作成 19-T06633】

0120-322-150
平日9時～17時（土・日・祝・年末年始を除く）
URL: <http://www.z-kyosai.com/>

取扱代理店（資料請求・その他お問い合わせ）

有限会社オフィスブレイン
〒060-0032
北海道札幌市中央区北2条東3丁目2番地 札幌セントラルビル2階
TEL: 011-207-2522 FAX: 011-207-2523

弁護士が全面的にサポート

知的障がい児者・自閉症児者の生活サポは

家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事者事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

主な補償内容

病気やケガで入院したとき 入院給付金	病気で死亡したとき 疾病葬祭費用保険金 ※プランによって補償します	虐待・逮捕・勾留に対応するとき 弁護士費用等補償 ※プランによって補償します
ケガをしたとき 死亡・後遺障害・入院・通院・手術・各保険金 (地震・噴火・津波によるケガも対象)	賠償責任を負ったとき 個人賠償責任保険金	就労中に他人にケガをさせたり物を壊してしまったとき 職業従事者事故対応費用補償 ※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者

株式会社 ジェイアイシー 北海道支店
〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地102 レジディア大通公園2F
TEL: 011-221-7009 FAX: 011-221-1704
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

札幌支店
〒060-0003 札幌市中央区北三条西4-1-1 日本生命札幌ビル17F
TEL: 011-204-7510
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

ご入会のお問合せはこちら

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かのろ2・7 4階
北海道手をつなぐ育成会内
TEL: 011-251-0855 FAX: 011-251-0804
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

2021年12月現在の内容です。（D-005642 2023-03）

『どんな障がいがあっても、地域で普通に暮らしたい』

障がい者の願いを実現することが事業所連絡協議会の目的です。

私たちは、『経営』と『志』の統一を目指しています。

体力のある事業所も体力のない事業所も助け合います。

あなたの事業所の入会を待っています。

北海道手をつなぐ育成会 通所事業所連絡協議会
〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目 かのろ2・7 (4F)
電話(011)251-0855/FAX(011)251-0804
E-mail: doikusei@air.ocn.ne.jp

★会員事業所紹介★

特定非営利活動法人 とむての森
〒090-0015 北見市公園町166番25
電話 (0157)32-8715 / FAX (0157)32-8716
E-mail: tomutenomori@iaa.itkeeper.ne.jp

「誰もが地域で当たり前に暮らせるために」を法人理念として活動しているNPO法人です

★事業所及び活動

- ☆ホームヘルプサービス事業所「どんぐり」
- ☆放課後等デイサービス事業所「にんぐる」
- ☆児童発達支援事業所「にんぐる」(多機能型)
- ☆放課後等デイサービス事業所「のーむ」
- ☆放課後等デイサービス事業所「ぼっくる」
- ☆就労支援事業所「すてっぷ」
- ☆生活支援事業所「ほっぷ」
- ☆ペカリーカフェ・ローフ (パン販売・カフェ)
- ☆Studio BREMEN(アート活動)
- ☆みんなの畑 こんね(農作業)